

## 【件名】

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

## 【本文】

介護メルマガ登録事業者 各位

居宅介護支援事業者 各位

介護保険施設 各位

平素は本市介護保険行政の推進にご協力いただきお礼申し上げます。

さて、厚生労働省老健局老人保健課から令和4年10月14日付けの事務連絡において、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いは、原則として、有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り、適用できるとされました。

ただし、各市町村の判断により、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに有効期間満了日を迎える被保険者について、臨時的な取扱いを適用することは差し支えないと通知されているため、本市の対応は以下の通りとします。

また、現在、本市では申請件数の増加により、認定調査の実施および認定結果の通知までに、今まで以上に時間を要しています。介護メルマガ登録事業者の皆様におかれましては、ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

## 【本市の対応】

- ・令和5年4月1日から令和5年9月30日までに有効期間満了を迎える被保険者に対して継続
- ・令和5年10月1日以降は感染状況等から継続するか判断する

※各事業所および各施設でご担当されている被保険者が認定の更新時期を迎えましたら、認定調査員の訪問による面会が困難であるかどうかの状況を十分に確認していただき、できる限り「更新申請」の手続きを行っていただくようご協力をお願いいたします。